

## 家庭科教育における指導法に関する考察

### —平成29年改訂の学習指導要領を通して—

今井 美樹 (現代教育研究所所員 初等教育学科)

#### 1. はじめに

中央教育審議会は、2016（平成28）年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「中央教育審議会答申」と記す）を示した。中央教育審議会答申を踏まえ、学校教育法施行規則が改正されるとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領および中学校学習指導要領が2017（平成29）年3月31日に公示された。小学校学習指導要領は、2018（平成30）年4月1日から移行措置を実施し、2020（平成32）年4月1日から全面実施をすることとしている。中学校学習指導要領は、2018（平成30）年4月1日から移行措置を実施し、2021（平成33）年4月1日から全面実施をすることとしている。

本稿では、今回改訂された小学校学習指導要領の家庭科および中学校学習指導要領の技術・家庭科家庭分野の内容を検討し、小学校および中学校家庭科教育における指導法を考察する。今後の家庭科教育における指導法の示唆を得ることを本研究の目的とする。

#### 2. 今回改訂の学習指導要領における家庭科および技術・家庭科家庭分野の内容の検討

##### (1) 家庭科、技術・家庭科家庭分野における資質・能力の基本的な考え方

中央教育審議会答申において、平成20年改訂の学習指導要領の成果と課題について、家庭科、技術・家庭科家庭分野では「児童生徒の学習への関心や有用感が高いなどの成果」が報告されている。これに対し、課題として、家庭生活・社会の環境の変化により、家庭・地域社会の教育の機能が十分でなくなっていること等が問題視される中、「家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないこと」等があげられている。さらに、「今後の社会の急激な変化に主体的に対応すること」が不可欠であるとしている。すなわち、「家族・家庭生活の多様化」「消費生活の変化」「グローバル化」「少子高齢社会の進展」「持続可能な社会の構築」等への主体的な対応である（中央教育審議会 2016, 179）。

これらの課題を踏まえ、家庭科、技術・家庭科家庭分野における資質・能力についての基本的な考え方は、以下のように整理されている。この資質・能力の考え方に基づいて教科等の目標および内容の改善・充実が図られている。

「実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成すること」（同前, 179）。

##### (2) 教科および分野の目標

今回改訂された学習指導要領における家庭科および技術・家庭科家庭分野の目標を表1に示す。以

下、表1に示した目標に沿って述べる。

表1 平成29年改訂学習指導要領における小学校家庭科および中学校技術・家庭科家庭分野の目標

小学校家庭科の目標	中学校技術・家庭科家庭分野の目標
<p>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。</p> <p>(3) 家庭生活を大切にする心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。</p>	<p>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。</p> <p>(3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。</p>

〔小学校学習指導要領〕（文部科学省 2017a, 117）,〔中学校学習指導要領〕（文部科学省 2017b, 121）より筆者作成。

表1の教科の目標および分野の目標では、全体の目標が示された後に、(1)に「知識及び技能」、(2)に「思考力、判断力、表現力等」、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の目標が示されている。教科の目標および分野の目標においては、今回の改訂の基本方針に基づいて、教科等で育成を目指す資質・能力を「三つの柱」により明確にしていることがわかる。

表1の家庭科および技術・家庭科家庭分野の全体の目標をみると、両者とも「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とある。これは(1)(2)(3)に示された資質・能力の育成を目指した「質の高い深い学び」の実現を目標として、家庭科、技術・家庭科家庭分野の「特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせること」を示したものである（文部科学省 2017c, 7; 2017d, 8）。

家庭科、技術・家庭科家庭分野における「見方・考え方」については、学習対象が「人の生活の営みに係る多様な生活事象」であることから、「生活の営みに係る見方・考え方」としている。「生活の営みに係る見方・考え方」とは「家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること」としている（文部科学省 2017c, 7; 2017d, 10）。

「生活の営みに係る見方・考え方」に示された視点は、家庭科、技術・家庭科家庭分野で扱われる内容の全てに共通した視点である。この視点は、それぞれが関わり合い、児童生徒の発達段階に応じて、取り扱う内容や題材の構成などにより、重視する視点を適切に決めることが必要である。例として、家族・家庭生活に関わる内容は「協力・協働」、衣食住の生活に関わる内容は「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造」、消費生活・環境に関わる内容は「持続可能な社会の構築」を主な視点として、事物を捉えて考察すること等があげられる（文部科学省 2017d, 60）。

育成を目指す資質・能力については、家庭科では「生活をよりよくしようと工夫する資質・能力」

としており、技術・家庭科家庭分野では「よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力」としている。小・中学校において系統性を図って資質・能力の育成を目指していることがわかる。

表1の(1)の「知識及び技能」の目標については、家庭科では「日常生活に必要な基礎的な理解」と「それらに係る技能」、技術・家庭科家庭分野では「生活の自立に必要な基礎的な理解」と「それらに係る技能」が重視されている。生活に必要な基礎的理解から生活の自立に必要な基礎的理解へとつながりをもたせた発展的な目標となっていることがわかる。「知識及び技能」の目標においては、小学校から中学校へ系統的・発展的に学べるように配慮されており、小・中学校を通じて、習得したことが確実に定着することを目標としていることが伺われる。

(2)の「思考力、判断力、表現力等」の目標では、家庭科、技術・家庭科家庭分野ともに「問題を見いだして課題を設定」「解決方法・解決策」「実践」「評価・改善」「表現」という一連の学習過程から、習得した「知識及び技能」を活用して、「課題を解決する力を養う」こととしている。実際の生活と関連させた問題解決的な学習の学習過程を踏まえ、児童生徒が実践的・主体的に取り組む姿勢を養い、自ら課題解決できる力を育むことを目指していることがわかる。

(3)の「学びに向かう力、人間性等」の目標では、(1)と(2)の目標で身に付けた資質・能力を活用して、家庭科では「家庭生活を大切にす心情を育み」、「家族の一員」として「生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う」こととしている。技術・家庭科家庭分野では、「家族や地域の人々と協働し」、「生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う」こととしている。両者とも「実践的な態度を養う」ことを目標としているが、家庭生活に重点をおいた小学校の目標から、中学校では、家庭・地域の協働に重点をおいた目標となっており、小・中学校を通じて養いたい実践的な態度を伺うことができる。これら実践的な態度を養うことは、家庭科教育において身に付けた力が家庭、地域、社会でいかされ、社会を切り開いて生きていく力をもつためには、必要不可欠である。

改訂された家庭科および技術・家庭科家庭分野の目標においては、「生活の営みに係る見方・考え方」と実践的・体験的な活動に重点がおかれたものとなっている。また、日常生活と関連させた問題解決的な学習の学習過程が重視されており、育成を目指す資質・能力において「三つの柱」を相互に関連させて育むことが目指されている。

### (3) 内容の構成

#### 1) 小・中学校の各内容の系統性の明確化

今回の改訂では、目標にもみられたように、小・中・高等学校の内容の系統性の明確化が図られている。児童生徒の発達段階に応じて、小・中・高等学校の各内容のつながりがみえるように配慮されており、基礎的・基本的な知識および技能の確実な定着を図るために改善されている。小・中学校では、これまでの4つの内容から3つの内容に整理されており、「A家族・家庭生活」「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」としている。A、B、Cの各内容では「生活の営みに係る見方・考え方」に示された視点を共通させている。小・中学校の内容を同様の3つの内容とすることで、系統的に各内容・各項目の学習や指導ができるように図られている。

#### 2) 空間軸と時間軸の視点からの学習対象の明確化

今回の改訂においては、空間軸と時間軸の2つの視点から小・中・高等学校の学校段階別に学習対

象の明確化が図られている。空間軸の視点を「家庭、地域、社会という空間的な広がり」とし、時間軸の視点を「これまでの生活、現在の生活、これからの生活、生涯を見通した生活という時間的な広がり」としている。この2つの視点から学習の対象を捉え、内容が整理されている（中央教育審議会 2016, 181）。「小学校における空間軸の視点は、主に自己と家庭、時間軸の視点は、現在及びこれまでの生活」とし（文部科学省 2017c, 17）、「中学校における空間軸の視点は、主に家庭と地域、時間軸の視点は、主にこれからの生活を展望した現在の生活」としている（文部科学省 2017d, 65）。小・中学校の3つの内容は、これらの空間軸と時間軸の視点から学習対象が整理されている。

### 3) 学習過程を踏まえた改善と育成する資質・能力の明確化

今回の改訂では、目標にもみられたように、「生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程」が重視されている（文部科学省 2017c, 6）。この学習過程を踏まえ、基礎的な知識・技能の習得に関する内容はア、これらを活用して思考力、判断力、表現力等の育成に関する内容はイに整理されている。これら2つの指導事項は、学習過程において、関連を図って扱うこととしている。

内容は、資質・能力を育成する学習過程を踏まえて、各項目で、育成する資質・能力の「三つの柱」に沿って示されることが基本方針とされている。家庭科、技術・家庭科家庭分野においては、3つ目の「学びに向かう力、人間性等」は、前述した教科および分野の目標にまとめて示されている。

### (4) 「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」「C 消費生活・環境」の各内容

家庭科、技術・家庭科家庭分野においては、今後の社会を担う児童生徒たちには、グローバル化、少子高齢化、持続可能な社会の構築等の現代的な諸課題を適切に解決できる能力が求められるという考え方に基づいて、教育内容の見直しが図られている。本項では、家庭科、技術・家庭科家庭分野の内容において、今回の改訂で特に改善・充実された内容を中心に取り上げて述べることとする。

#### 1) 家族・家庭生活の内容

小学校の「A 家族・家庭生活」の内容は4項目で構成されており、「(1) 自分の成長と家族・家庭生活」「(2) 家庭生活と仕事」「(3) 家族や地域の人々との関わり」「(4) 家族・家庭生活についての課題と実践」である（(4)については4. において詳述する）。中学校の「A 家族・家庭生活」の内容は、小学校と同様に、4項目で構成されている。「(1) 自分の成長と家族・家庭生活」「(2) 幼児の生活と家族」「(3) 家族・家庭や地域との関わり」は全ての生徒に履修させる内容である。「(4) 家族・家庭生活についての課題と実践」は生徒の興味・関心や学校、地域の実態等に応じて選択して履修させる内容である（4. において詳述する）。

ここでは、「生活の営みに係る見方・考え方」と関連を図るための内容と、家族や幼児・高齢者など異なる世代の地域の人々との関わりに関する内容について述べることとする。

#### ① 「生活の営みに係る見方・考え方」と関連を図るための内容

小・中学校では「生活の営みに係る見方・考え方」と関連を図るための内容が扱われている。小学校では「(1) 自分の成長と家族・家庭生活」のアにおいて「自分の成長を自覚し、家庭生活と家族の大切さや家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと」としており（文部科学省 2017a, 117）、内容の取扱いでは「A から C までの各内容の学習と関連を図り、日常生活における様々な問題について、家族や地域の人々との協力、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築等を視

点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること」としている（文部科学省 2017a, 119-120）。履修については「第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させる」こととしている（同前, 121）。ここでは「生活の営みに係る見方・考え方」における協力、健康・快適・安全、持続可能な社会の構築等の視点について触れられている。

また、小学校では、「生活の営みに係る見方・考え方」における協力、健康・快適・安全および持続可能な社会の構築等の視点と関連を図って、新たな内容として、「B衣食住の生活」の「(6) 快適な住まい方」のAの（ア）では住まいの主な働き、「C消費生活・環境」の「(1) 物や金銭の使い方と買物」のAの（ア）では消費者の役割が扱われており（同前, 119）、働きや役割に関する内容の改善が図られている。

一方、中学校の「(1) 自分の成長と家族・家庭生活」のAでは「自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気付くこと」としている（文部科学省 2017b, 122）。内容の取扱いでは「家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや、家族・家庭や地域における様々な問題について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること」としている（同前, 125）。履修については、(1)は「小学校家庭科の学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させること」としている（同前, 126）。

ここでは、家族・家庭の基本的な機能を位置付け、家族・家庭の基本的な機能が家庭分野の各内容と関わっていることや、「生活の営みに係る見方・考え方」と関連させていることなどの内容の改善が図られている。よりよい生活を送るために、家族・家庭の基本的な機能を充実させることや、家族・地域の人々と協力・協働することの重要性に気付くことができるように配慮されている。

## ②家族や幼児・高齢者など異なる世代の地域の人々との関わりに関する内容

小・中学校では、家族や幼児・高齢者など異なる世代の地域の人々との関わりに関する内容において充実が図られている。これらは、家庭の機能が十分に果たされていない状況や少子高齢社会の進展への対応を図ったものである。

家族との関わりに関する内容については、小学校では「(2) 家庭生活と仕事」のイにおいて「家庭の仕事の計画を考え、工夫すること」としており（文部科学省 2017a, 117）、内容の取扱いでは「内容の『B衣食住の生活』と関連を図り、衣食住に関わる仕事を具体的に実践できるよう配慮すること」としている（同前, 120）。ここでは、家庭生活を大切にすることを育むための学習活動を重視して、家族の一員として家庭の仕事に協力することを実践する内容の充実が図られている。

また、中学校では「(3) 家族・家庭や地域との関わり」のAの（ア）において「家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること」としている（文部科学省 2017b, 122）。ここでは、家族にはそれぞれ立場や役割があることや、立場や役割の違いを踏まえて家族の一員として家族関係をよりよくするために協力できることがあることを理解できるようにすることが目指されている。

小・中学校の家族との関わりに関する内容においては、家族・家庭生活を大切にすることを育み、

家族の一員として協力する姿勢を養うことが目標とされており、これらの内容について系統的・発展的に学習できるように配慮されている。

幼児・高齢者など異なる世代の地域の人々との関わりに関する内容については、小学校では「(3) 家族や地域の人々との関わり」において、項目として「幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱うこと」が新設されている（文部科学省 2017a, 120）。

また、中学校では「(2) 幼児の生活と家族」において「幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること」としており（文部科学省 2017b, 125）、幼児への理解をより高めるための活動等を一層充実させている。

さらに、中学校では「高齢者など地域の人々と協働する」ことや、「介護など高齢者との関わり方について」を重視した内容が新設されている。「(3) 家族・家庭や地域との関わり」において、アの(イ)では「高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること」としており（同前, 122）、ここでは「高齢者の身体の特徴についても触れること。また、高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意すること」としている（同前, 125）。また、イでは「高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること」としている（同前, 122）。これらの内容は、家族や地域の人々と関わる力の育成を重視したものである。家庭や地域が連携して、人々と関わる活動の充実を図ることによって、家庭・地域を支える一員であることを、生徒自身が自覚することを目指したものである。

改訂された小・中学校の家族・家庭生活に関する内容においては、少子高齢社会の進展に対応して、家族や幼児・高齢者に関する学習の系統性が図られており、家族や地域の人々との関わりにおいてよりよい関わりができる能力の育成を小・中学校で一貫して目指していることがわかる。

## 2) 衣食住の生活の内容

小学校の「B衣食住の生活」の内容は、6項目で構成されている。「(1) 食事の役割」「(2) 調理の基礎」「(3) 栄養を考えた食事」は食生活に関する項目であり、「(4) 衣服の着用と手入れ」「(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作」は衣生活に関する項目である。「(6) 快適な住まい方」は住生活に関する項目である。

一方、中学校の「B衣食住の生活」の内容は、7項目で構成されている。「(1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴」「(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事」「(3) 日常食の調理と地域の食文化」は食生活に関する項目であり、「(4) 衣服の選択と手入れ」「(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作」は衣生活に関する項目である。「(6) 住居の機能と安全な住まい方」は住生活に関する項目である。これらの6項目は全ての生徒に履修させる項目である。「(7) 衣食住の生活についての課題と実践」は生徒の興味・関心や学校・地域の実態等に応じて選択して履修させる項目である（4. において詳述する）。

「B衣食住の生活」の内容においては、社会の変化に応じて食育推進を一層図るための内容と、グローバル化に対応して日本の生活文化に関する内容の充実が図られている。これらについて述べる。

### ①食育の推進に関する内容

小・中学校の「B衣食住の生活」の食生活に関する内容は、前述したように、食事の役割、栄養・献立、調理に関する内容となっており、系統性が図られている。小・中学校の食育の推進に関する内容として、ここでは、日常食の献立および調理に関する内容について検討する。

日常食の献立に関する内容については、小学校では「(3) 栄養を考えた食事」のアの(ウ)において「献立を構成する要素が分かり、1食分の献立作成の方法について理解すること」としており(文部科学省 2017a, 118)、その取扱いでは「献立を構成する要素として主食、主菜、副菜について扱うこと」としている(同前, 120)。主食・主菜・副菜についての理解を図る項目を扱うことにより、献立学習の充実を図っている。

また、中学校では「(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事」のアの(イ)において「中学生の1日に必要な食品の種類と概量が分かり、1日分の献立作成の方法について理解すること」としており(文部科学省 2017b, 123)、イでは「中学生の1日分の献立について考え、工夫すること」としている(同前, 123)。ここでは、小学校で学んだ1食分の献立作成の方法を発展させて、中学校では1日分の献立作成に取り組むように図られており、献立作成に関する基礎的な能力の定着が目指されている。

調理に関する内容については、小学校では「(2) 調理の基礎」のアの(エ)において「材料に適したゆで方、いため方を理解し、適切にできること」としており(文部科学省 2017a, 118)、題材については「ゆでる材料として青菜やじゃがいもなどを扱うこと」と定められており、今回の改訂で題材が指定されている(同前, 120)。この題材の指定は、加熱操作が適切にできるようにするために図られたものであり、生活の科学的な理解の向上と、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得が目指されている。

一方、中学校では「(3) 日常食の調理と地域の食文化」のアの(ウ)において「材料に適した加熱調理の仕方について理解し、基礎的な日常食の調理が適切にできること」としており(文部科学省 2017b, 123)、具体的には「煮る、焼く、蒸す等を扱うこと。また、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること」としている(同前, 125)。ここでは、小学校で学習した「ゆでる」「いためる」に加えて、中学校では「煮る」「焼く」「蒸す」等の加熱調理の仕方が扱われている。加熱調理について、小・中学校で系統的に学習できるように考慮されており、加熱調理に関する基礎的・基本的な知識および技能の確実な定着を図ろうとしていることが伺われる。

また、中学校の「(3) 日常食の調理と地域の食文化」のイでは「日常の1食分の調理について、食品の選択や調理の仕方、調理計画を考え、工夫すること」としている(同前, 123)。この項では、前述の小学校で学んだ1食分の献立に関する学習から発展させて、1食分の調理に関する学習が扱われており、日常食の調理に関する実践的な知識・技能を一層身につけることが目指されている。

## ②日本の生活文化に関する内容

小・中学校では「B衣食住の生活」において日本の生活文化に関する内容が扱われている。内容の取扱いとして、小学校では「日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付くことができるよう配慮すること」としている(文部科学省 2017a, 120)。また、中学校においては「日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること」としている(文部科学省 2017b, 125)。小学校では日本の生活文化の大切さに気付くことを目標としており、中学校では日本の生活文化を継承する大切さに気付くことを目標としている。

日本の生活文化に関する内容においては、日本の伝統的な生活について取り上げられており、食生活については和食の調理、衣生活については和服の着装などが扱われている。以下、これらの内容について述べる。

和食の調理に関する内容については、小学校では「(2) 調理の基礎」のアの(オ)において「伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること」としており(文部科学省 2017a, 118)、内容の取扱いでは「和食の基本となるだしの役割についても触れること」としている(同前, 120)。

一方、中学校では「(3) 日常食の調理と地域の食文化」のアの(エ)において「地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること」としており(文部科学省 2017b, 123)、内容の取扱いでは、「だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること」としている(同前, 125)。

小・中学校においては、日本の伝統的な食生活の継承を図るために、和食の調理が重視されており、特に和食のだしに関する内容に系統性をもたせて学習することができるように考慮されている。さらに、中学校では地域の食文化の理解を図ろうとしており、地域の伝統的な行事食や郷土料理についても触れられている。小・中学校において日本の食文化の理解を一層深めようとしていることが伺われる。

また、中学校では「(1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴」のアの(ア)において「生活の中で食事が果たす役割について理解すること」としており(同前, 122)、内容の取扱いでは「食事を共にする意義や食文化を継承することについても扱うこと」としている(同前, 125)。中学校においては共食の意義や日本の食文化継承に関する学習の充実が図られていることがわかる。

日本の伝統的な衣服である和服に関する内容については中学校において扱われている。「(4) 衣服の選択と手入れ」のアの(ア)では「衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること」としており(同前, 123)、内容の取扱いでは「日本の伝統的な衣服である和服について触れること。また、和服の基本的な着装を扱うこともできること」としている(同前, 125)。日本の伝統的な衣服である和服に関する知識の充実が図られており、日本の伝統的な衣生活文化の継承に関する学習が重視されていることが伺われる。

中学校においては、日本の伝統的な生活として、和食や和服に関する内容が扱われており、日本の生活文化を継承することの重要性が考えられるように図られている。

### 3) 消費生活・環境の内容

小学校の「C消費生活・環境」の内容は、2項目で構成されており、「(1) 物や金銭の使い方と買物」「(2) 環境に配慮した生活」である。一方、中学校においては、3項目で構成されている。「(1) 金銭の管理と購入」「(2) 消費者の権利と責任」は全ての生徒に履修させる項目である。「(3) 消費生活・環境についての課題と実践」は、生徒の興味・関心や学校・地域の実態等に応じて選択して履修させる項目である(4. において詳述する)。持続可能な社会の構築等に対応して、「C消費生活・環境」においては小・中学校の系統性を図り、自立した消費者の育成を目指した内容の充実が図られている。ここでは消費生活に関する内容について述べる。

小学校では「(1) 物や金銭の使い方と買物」のアの(ア)において「買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること」としており(文部科学省 2017a, 119)、新たに「買物の仕組み」と「消費者の役割」について扱われている。内容の取扱いでは、「売買契約の基礎について触れること」としており、今回の改訂で新設されている(同前, 120)。また、イでは「購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること」とし



ている（文部科学省 2017a, 119）。これらは、後述する中学校の金銭や消費者に関する内容についての系統性が考慮されており、現代の消費生活の仕方に関する内容の充実が図られている。消費者として自立できる力の育成が目指されていることが伺われる。

また、中学校においては「(1) 金銭の管理と購入」の項目が新設されている。アの(ア)では「購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること」としており（文部科学省 2017b, 124）、内容の取扱いでは、「クレジットなどの三者間契約についても扱うこと」としている（同前, 126）。(イ)では「売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること」としており（同前, 124）、イでは「物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること」としている（同前, 124）。(1)の内容の取扱いでは、「中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと」としている（同前, 126）。

これらの内容は、前述の小学校における金銭の使い方や買物に関する内容を踏まえた発展的な内容となっており、計画的な金銭管理の必要性や消費者被害への対応等について扱われている。現代の生活の課題を視野に入れ、変化する消費生活に対応できる力の育成を目指して内容の充実が図られている。

また、中学校の「(2) 消費者の権利と責任」のアでは「消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること」としており、イでは「身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること」としている（同前, 124）。ここでは、自分の身近な消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解する学習内容を踏まえて、自立した消費者として責任を持った消費行動を考える学習内容が取り入れられており、現代の消費生活において必要とされる能力の育成のために充実が図られている。

中学校の「(1) 金銭の管理と購入」および「(2) 消費者の権利と責任」では、内容の取扱いにおいて「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」の学習と関連を図り、「実践的に学習できるようにすること」としており（同前, 126）、他の内容との関連を図った実践的な学習活動が扱われている。

### 3. 今回改訂の学習指導要領における家庭科教育の指導法に関する考察

#### —家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の考え方の検討を通して—

今回の改訂では、各教科等の指導にあたって「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が図られている。本項では、改訂の学習指導要領に示された、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の考え方について検討し、その指導法を考察する。

#### (1) 家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の考え方についての検討

第1に、改訂の学習指導要領における家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的な学び」の考え方について述べる。

小学校家庭科における「主体的な学び」とは、「題材を通して見通しをもち、日常生活の課題の発見や解決に取り組んだり、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に粘り強く取り組んだり、実践を振り返って新たな課題を見付け、主体的に取り組んだりする態度を育む学びである」としている（文部科学省 2017c, 68）。

また、中学校技術・家庭科の「主体的な学び」とは、「現在及び将来を見据えて、生活や社会の中から問題を見だし課題を設定し、見直しをもって解決に取り組むとともに、学習の過程を振り返って実践を評価・改善して、新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学びである」としている（文部科学省 2017d, 119）。

家庭科、技術・家庭科の「主体的な学び」においては、生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程が重視されており、指導においては、学んだ学習内容が実生活で生かされる場を設定することが必須となる。児童生徒は実生活での実践により、自分の生活と家庭・地域社会との深い関わりを認識することができる。また、主体的に実践することにより、自分にできることがあることに気付き、自分の存在が家庭や地域社会に貢献できる存在であると気付くことができるなどの学習効果が期待できる。学習内容については、実際の家庭生活で生かされる場を設定する際に、児童生徒の興味・関心や能力等を考慮した内容を選定することが、「主体的な学び」の指導の充実を図る上で重要なことである。

第2に、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「対話的な学び」の考え方について述べる。

小学校家庭科における「対話的な学び」とは、「児童同士で協働したり、意見を共有して互いの考えを深めたり、家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確にしたりするなど、自らの考えを広げ深める学びである」としている（文部科学省 2017c, 68）。

また、中学校技術・家庭科における「対話的な学び」とは、「他者と対話したり協働したりする中で、自らの考えを明確にしたり、広げ深める学びである」としている（文部科学省 2017d, 119）。

家庭科、技術・家庭科の「対話的な学び」は、他者との対話や協働を通して、自らの考えを明確にし、広げ深める学びであることから、その指導においては、グループ学習などの学習活動を通して、話し合いや意見交換する場の設定を一層図ることが重要である。他者と対話することによって互いの意見を共有し考えを深めることや、自分の考えを明確にすることができる。また、実験や実習等の実践的・体験的な学習活動の充実についても考えていく必要がある。実験・実習等の学習活動では、他者と協働する場が図られ、児童生徒の考えを広げ深める学びの機会が設けられ、「対話的な学び」において効果的な学習を行うことができると考えられる。

第3に、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「深い学び」の考え方について述べる。

小学校家庭科における「深い学び」とは、「児童が日常生活の中から問題を見だして課題を設定し、その解決に向けて様々な解決方法を考え、計画を立てて実践し、その結果を評価・改善し、更に家庭や地域で実践するなどの一連の学習過程の中で、『生活の営みに係る見方・考え方』を働かせながら、課題の解決に向けて自分なりに考え、表現するなどして資質・能力を身に付ける学びである」としている（文部科学省 2017c, 68）。

また、中学校技術・家庭科における「深い学び」とは、「生徒が、生活や社会の中から問題を見だして課題を設定し、その解決に向けた解決策の検討、計画、実践、評価・改善といった一連の学習活動の中で、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を獲得する学びである」としている（文部科学省 2017d, 119-120）。

家庭科、技術・家庭科の「深い学び」においては、生活の中から、問題の発見、課題の設定、解決方法の検討、計画、実践、評価・改善という一連の学習過程が重視されており、「主体的な学び」と

共通点がみられる。「深い学び」の指導においては、児童生徒が「生活の営みに係る見方・考え方」を習得・活用・探究という一連の学習過程の中で働かせることができるように考慮することが不可欠であり、この学習過程を通じて一層質の高い「深い学び」にしていくことが重要である。また、「深い学び」の中で「主体的な学び」と「対話的な学び」の充実を図ることができるように配慮する必要がある。

## (2) 家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の指導法に関する考察

今回の改訂において、家庭科、技術・家庭科家庭分野では、家庭・地域・社会と連携して取り組む「生活の課題と実践」に関する内容の充実が図られている。これは、学習した知識および技能を実生活で活用することができるようにすることを目指したものである。ここでは、これらの「生活の課題と実践」に関する内容と、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」との関連について検討し、その指導法を考察することとする。

はじめに、小・中学校の「生活の課題と実践」に関する内容について述べる。

小学校では、今回の改訂において「生活の課題と実践」に関する内容が新設されており、「A 家族・家庭生活」において「(4) 家族・家庭生活についての課題と実践」が扱われている。アでは「日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、よりよい生活を考え、計画を立てて実践できること」としている（文部科学省 2017a, 117-118）。履修については、「実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2 学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること」としている。また、他の内容との関連を図って、「課題を設定できるようにすること」としている（同前, 121）。

一方、中学校の「生活の課題と実践」に関する内容は、A、B、Cの各内容に位置付けられている。

「A 家族・家庭生活」では、「(4) 家族・家庭生活についての課題と実践」のアにおいて「家族、幼児の生活又は地域の生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること」としている（文部科学省 2017b, 122）。

また、「B 衣食住の生活」では、「(7) 衣食住の生活についての課題と実践」のアにおいて「食生活、衣生活、住生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること」としている（同前, 124）。

さらに、「C 消費生活・環境」では、「(3) 消費生活・環境についての課題と実践」のアにおいて「自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること」としている（同前, 124）。

これらの3項目のうち、1項目以上を選択して履修させることとしており、生徒の興味・関心や学校・地域の実態に応じて選択できるように配慮されている。また、「他の内容と関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮すること」としている（同前, 126）。

これらの小・中学校の「生活の課題と実践」に関する内容は、「生活の中から問題を見いだして課題を設定し、よりよい生活を考え、計画を立てて実践できること」という点が共通している。この共通点は、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的な学び」および「深い学び」において「生活の中から、問題の発見、課題の設定、解決方法の検討、計画、実践、評価・改善という一連の学習過程」を重視するという考え方と一致している。すなわち、これらの「生活の課題と実践」に関する内容は、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

の推進を図るために設定されたものであると考えられる。

従って、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の指導においては、「生活の課題と実践」に関する内容の指導法の検討が肝要となり、ここで立てられた指導法を柱にして、全体の内容の指導法を検討することが不可欠となる。題材など内容や時間のまとまりを見通して、児童生徒の発達段階や家庭・地域の実態等に配慮して指導計画を立てていくことが必要となる。その際、家庭科、技術・家庭科の教科の特性である実践的・体験的な学習活動や、グループ学習などの協働する学習活動を重視し、学習したことが実生活に生かされる場の設定を図ることや、児童生徒の達成感・有用感等を大切にしていくことが重要であるといえる。

#### 4. まとめと今後の課題

これまで、本稿では、改訂された小学校学習指導要領の家庭科および中学校学習指導要領の技術・家庭科家庭分野の内容を検討し、小学校および中学校の家庭科教育における指導法を考察してきた。その結果、2点の知見を得た。

第1に、改訂された学習指導要領の家庭科および技術・家庭科家庭分野の内容に関しては、現代的な諸課題を適切に解決できる能力の育成を目指した内容に改善されていたことである。具体的には①家庭科、技術・家庭科家庭分野における育成を目指す資質・能力の明確化が図られたこと、②小・中・高等学校の内容の系統性の明確化が図られ、小・中学校では同様の3つの枠組みに整理され、学習過程を踏まえた改善がされたこと、③基礎的・基本的な知識・技能の定着や、家族・家庭生活の多様化、消費生活の変化、グローバル化、少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等の今後の社会の急激な変化に主体的に対応できる資質・能力の育成を目指した内容に改善されたことである。

第2に、改訂された学習指導要領における家庭科教育の指導法に関しては、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の指導法において、家庭・地域・社会と連携して取り組む「生活の課題と実践」に関する内容の指導法の検討が肝要となり、ここでの指導法を柱にして、全体の内容の指導法を検討することが不可欠となることである。その際、家庭科、技術・家庭科の教科の特性である実践的・体験的な学習活動やグループ学習などの協働する学習活動を重視すること、学習した内容が実生活に生かされる場の設定を図ることが必須となる。

最後に、今後の課題としては、家庭科、技術・家庭科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」に関する指導法の考察を一層深めることである。今回は指導内容を検討した指導法の考察に留まり、具体的な試案の提示をすることができなかつた。今後、試案の提示を図り、家庭科、技術・家庭科の「主体的・対話的で深い学び」に関する指導法の示唆を得ることを今後の課題としたい。

---

引用・参考文献

中央教育審議会（2016）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf)（2017/6/10アクセス）.

文部科学省（2017a）「小学校学習指導要領」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661\\_4\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf)（2017/6/10アクセス）.

文部科学省（2017b）「中学校学習指導要領」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661\\_5\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_5_2.pdf)（2017/6/10アクセス）.

文部科学省（2017c）「小学校学習指導要領解説 家庭編」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387017\\_9\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387017_9_1_1.pdf)（2017/8/9アクセス）.

文部科学省（2017d）「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/26/1387018\\_9\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/07/26/1387018_9_1.pdf)（2017/8/9アクセス）.

文部科学省（2017e）「小学校学習指導要領解説 総則編」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/12/1387017\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/07/12/1387017_1_1.pdf)（2017/08/12アクセス）.

文部科学省（2017f）「中学校学習指導要領解説 総則編」

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018_1_2.pdf)（2017/08/12アクセス）.

